



草 監 第 2 8 4 号
平成18年2月27日

草加市議会議長 宇 野 博 様
草加市長 木 下 博 信 様
草加市教育委員会 様

草加市監査委員 梅 田 隆 志

草加市監査委員 佐 藤 勇

定例監査（工事監査）の結果に関する報告

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定例監査（工事監査）の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

1 監査対象部局
全機関

2 監査期間
平成17年5月2日から平成18年2月28日まで

3 監査範囲
平成17年度の事務（工事）の執行（ただし、繰越明許等の工事を含む）
(1) （仮称）高年者福祉センター建設工事「建築工事」
(2) 草加市立草加中学校屋内運動場・給食棟改築工事「建築工事」
(3) 清門町雨水貯留槽築造工事（16－10）

4 監査の実施方法

監査の執行にあたっては、事務事業が、関係法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかを、契約関係書類、工事関係書類等の提出を求め、関係者からの事情聴取等通常実施すべき監査手続により実施した。特に、技術的側面を中心として、その経済性、効率性及び適法性等を具体的に専門の技術士に技術調査等の委託を行い、その調査結果を参考に監査を実施した。

5 監査の結果

監査の結果、工事に係る事務の執行について、別記のとおり一部に適正を欠くも

のが見受けられましたが、その外の事務の執行は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(1) (仮称) 高年者福祉センター建設工事「建築工事」

・現地調査日

平成17年6月21日

・指摘事項

施工管理について

工事記録写真について、一部に管理状況の判別との関連が十分でなく、撮影対象物の特定し難いものが見受けられたので、後日の施工状況の判別に利用しやすい記録・整理をするよう指示されたい。

(2) 草加市立草加中学校屋内運動場・給食棟改築工事「建築工事」

・現地調査日

平成17年6月22日

・指摘事項

施工管理について

工事記録写真について、管理状況の判別との関連が十分でなく、監理の記録として有効なものになっていないものが見受けられたので、後日の施工状況の判別に利用しやすい記録・整理をするよう指示されたい。

(3) 清門町雨水貯留槽築造工事(16-10)

・現地調査日

平成17年11月15日

・指摘事項

(i) 仮設土留工の設計について

土留工は、「自立式鋼矢板^{注1}＋受動土圧側地盤改良」を採用していたが、軟弱地盤^{注2}での掘削深さ5mあれば、土留受動土圧側の地盤改良範囲は、主動土圧による水平力の及ぶ受動土圧範囲以上となるので、十分な検討が必要である。また、近接施工の影響範囲の検討により、鋼矢板の許容変位量を設定するよう適切に対処されたい。^{注3}^{注4}

注1) 受動土圧側地盤改良

軟弱地盤のため、鋼矢板(土留)の掘削側について掘削の後、内周の地中に硬化材を噴射し、地盤を改良する

注2) 主動土圧

土の自重や構造物など上からの重さにより、掘削側に対して水平に加わる力

注3) 近接施工

周辺に構造物や地下埋設物が接近している場合の施工

注4) 許容変位量

上部構造（下部構造躯体を含む）の機能と安全性を保持する上で許容される、たわみ等の大きさ

(ii) 貯留施設等の設計について

地下空隙貯留工法滞水材の選定について、必要とされる意志決定の手続が見受けられないので、適切に対処されたい。また、見積りによる設計単価の採用については、「建設工事に係る見積り取扱い要領」に準拠し、適切に対処するとともに透明性と合規性の確保に努められたい。

(iii) 施工状況について

シンシンプロック貯留槽内に滞留（堆積）する泥土堆砂の除去については、当初設計の泥土堆砂排水管用の溝を現場打ちに変更し容量を少なくしている。雨水流出抑制区域を考慮し、泥土堆砂を除去する補足方法を検討対処されたい。